

教育プラン

令和4年7月1日 現在

商品名	・教育プラン
ご利用いただける方	<p>就学する子弟をもつ親権者・法律上の後見人、または実質的に扶養している方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方。 ・安定継続した勤務（営業）をされ、かつ安定した収入のある方。 ・一般社団法人 しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の地区内に住所または居所を有する方、または、当金庫の地区内の事業所に勤務されている方。
対象学校	就学する学校（教育施設）とし、国内・海外の別および学校の種類を問わない。
お使いみち	<p>① 就学する学校（教育施設）への1年分の納付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人本人ならびに申込人の子弟・孫・被扶養親族が就学する場合に限りです。 ・学校寄付金・学校債、いわゆる滑り止めとして受験した学校への入学資金等も対象とします。 ・振込（支払）から3ヶ月以内のものに限り、振込済（支払済）の資金も対象とします。 <p>② 就学に付随してかかる1年分の付帯費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以内とし、教材代、引越費用、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、受験費用等を対象とします。 <p>③ 教育関連資金借入の借換資金（上記①または②と合せての申込みに限りです。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換資金のみの申込は不可とします。 ・借換えるローンは、申込人本人のもので、資金使途が上記①または②に該当するものに限りです。 ・借換えるローンは、金融機関（自金庫および日本政策金融公庫を含む）からの借入に限りです。 ・借換えに伴う繰上完済にかかる手数料も含めることができます。
ご融資金額	・1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
ご利用期間	<p>・3か月以上16年以内</p> <p>元金の据置期間は、卒業予定月までとします。</p>
ご融資利率 (1)固定金利 (2)変動金利	<p>・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。</p> <p>・当金庫が定める所定の利率を適用いたします。</p> <p>ご融資利率については、4月1日および10月1日現在の当金庫基準金利を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は7月返済分から、10月1日基準の融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。</p> <p>※ご融資利率については、店頭へお問合せください。</p>
金利優遇	<p>・金利優遇適用期間中は、その優遇を適用いたします。</p> <p>※金利優遇内容については、店頭へお問い合わせください。</p>

<p>ご返済方法</p> <p>(1)固定金利 (2)変動金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等または元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金をご融資額の50%までとします。 ・返済期日まで返済額は一定です。 ・元利均等返済の場合は金利見直しの都度返済額を変更することとし、新返済額は新借入利率、残存期間等にもとづいて算出するものとします。ただし、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。次回返済額変更基準日における見直しを行うまでは、その間借入利率の変更があっても返済額は変更しません。当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます <p>※具体的な返済額は店頭でお申し出いただければ試算いたします。</p>
<p>保証人・担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。
<p>手数料・保証料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込手数料は、不要です。 ・繰上償還・条件変更時には、別途手数料が必要となります。 ・保証料は次のとおりです。 毎月払型 所定の保証料をご融資利率に含みます。 〔保証料率：年0.48%〕 詳細については、店頭へお問合せください。
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部（9時～17時、電話：0749-35-1000）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。